

農業を経営する皆様へ

「収入保険」は、

様々なリスクから農業経営を守ります！

補てん金を受け取った方の声をご紹介します！



自然災害による果樹の収入減で補てん

青森県平川市 八木橋 秀之さん (49)
りんご170a、水稲110a、ミニトマト（ビニールハウス4棟）

令和元年の夏場の干ばつによる生育不良や、強風による落果で、りんごが例年より3割程収量が減少し、農業収入が予想していた以上に少なくなりました。収入保険の補てん金をいただいたので、今年も安心して農業に取り組むことができます。



価格低下による野菜の収入減で補てん

愛知県田原市 荒木 隆男さん (50)
キャベツ4ha、メロン20a、トウモロコシ120a

近年キャベツ相場が安定していた矢先、平成30年と令和元年の価格が暴落してしまいました。そんなタイミングで収入保険の補てん金をいただき、とても助かりました。保険期間中のつなぎ融資（無利子）もあり、助かりました。



補てん金の請求から受取までが速い

宮崎県都城市 海江田 留男さん (67)
ミニトマト24a、水稲100a、WCS150a

農業収入のほとんどを占めるミニトマトが、虫害による収量減少、価格低下により、予想以上の収入減少となり、収入保険の補てん金を受取りました。補てん金の請求から受取りまでが速く、担当者のサポートもあり助かりました。



**収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく
農業者の経営努力では避けられない収入減少が
補償の対象です！**



加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

- ※ 保険期間開始前に加入申請を行います。
- ※ 加入申請時に、青色申告実績（簡易な方式を含む）が1年分あれば加入できます。
- ※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **令和3年1月からは、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。**
 - ※ 同時利用される方は、収入保険の保険料等と野菜価格安定制度の生産者の負担金の両方を支払います。
 - ※ また、収入保険の保険期間中に、野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補填金の計算上、その金額を控除します。

保険期間

税の収入算定期間と同じです。

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

補償内容

保険期間の収入（農産物の販売収入）が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

- ※ 基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、保険期間の営農計画も考慮して設定（規模拡大など上方補正）
- ※ 毎年の農産物（自ら生産したもの）の販売収入は、青色申告決算書等を用いて整理します。
- ※ 農産物の販売収入には、精米、仕上茶などの簡易な加工品の販売収入も含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

収入保険の補てん方式

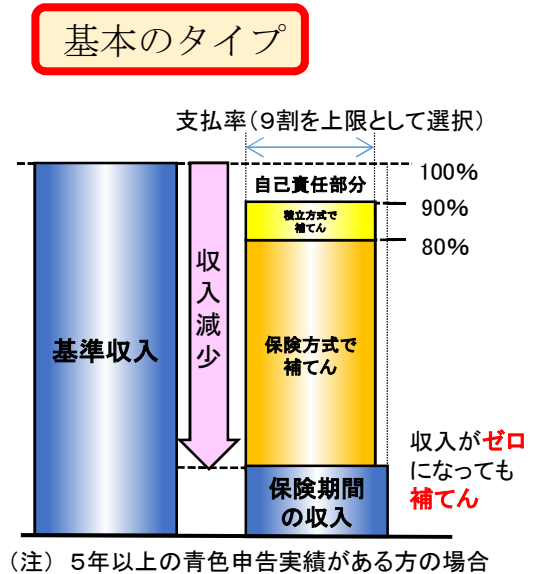
保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

基本のタイプでは、

例えば、**基準収入1,000万円**の場合、
 保険方式の**保険料7.8万円**、
 積立方式の**積立金22.5万円**、
付加保険料2.2万円で、
最大810万円の補てんが受けられます。

保険期間の**収入がゼロ**になったときは、
810万円（積立金90万円、保険金720万円）
の補てんが受けられます。

- ※ 保険料には50%、積立金には75%、
 付加保険料には50%の国庫補助があります。
 積立金は補てんに使われなければ、翌年に
 持ち越します。
- ※ 保険料、積立金は分割払ができます。（最大9回）



保険料の安いタイプもあります！

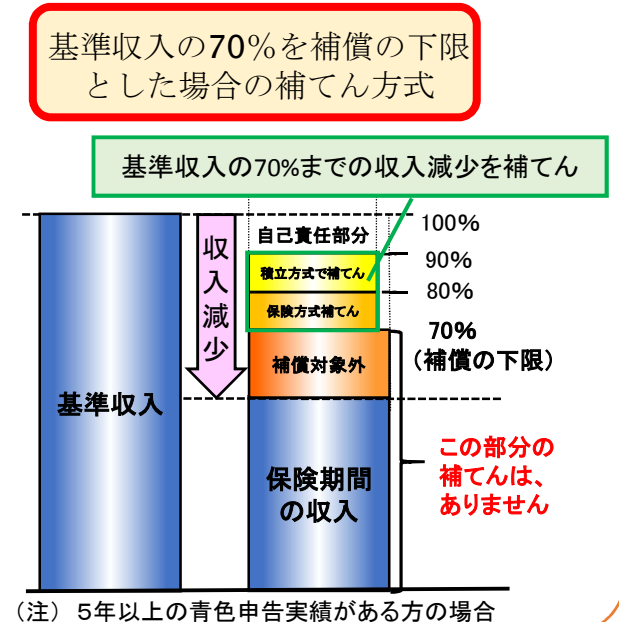
保険方式の補償の下限を選択することで、保険料を安くすることができます。

※ **補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択**できます。

基準収入の70%を補償の下限とすると、

例えば、**基準収入が1,000万円**の場合、
保険料4.4万円（基本のタイプより約4割安い）、
積立金22.5万円、
付加保険料1.9万円で、
 保険期間の**収入が700万円**になったときは、**180**
万円（積立金90万円、保険金90万円）の補てん
 が受けられます。

ただし、**700万円を下回った分の補てんはあり
 ません。**



無利子のつなぎ融資が受けられます！

収入保険の補てん金の支払は、保険期間の終了後になりますが、**保険期間中**であっても、
 自然災害や価格低下等により、**補てん金の受け取りが見込まれる場合**、NOSAI全国連から、
無利子のつなぎ融資を受けることができます。

相談窓口

- 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

みなみ北海道農業共済組合 <https://www.minami-hkd-nosai.or.jp>

本所	〒053-0021	苫小牧市若草町5丁目5番3号	☎0144-84-5860
石狩支所	〒067-0055	江別市篠津401番地4	☎0111-382-5470
後志支所	〒044-0003	虻田郡倶知安町北3条東4丁目2番地	☎0136-22-0264
道南支所	〒041-1214	北斗市東前74-2	☎0138-77-8211
いぶり支所	〒059-1623	勇払郡厚真町新町214番地1	☎0145-27-3321
日高支所	〒056-0016	日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号	☎0146-42-0904

北海道中央農業共済組合 <https://www.nosaido.or.jp>

本所	〒074-0001	深川市1条5番5号(2F)	☎0164-22-7070
空知中央支所	〒068-0007	岩見沢市7条東2丁目13番地	☎0126-22-0137
南空知支所	〒069-1341	夕張郡長沼町宮下1丁目1番1号	☎0123-88-3233
中空知支所	〒073-0022	滝川市大町1丁目5番14号	☎0125-22-2211
北空知支所	〒074-0001	深川市1条5番5号(1F)	☎0164-22-7111
上川北支所	〒095-0044	士別市東山町3343番地2	☎0165-23-4161
富良野支所	〒076-0043	富良野市字南大沼の2	☎0167-23-4830
上川中央支所	〒078-8208	旭川市東旭川町下兵村517番地	☎0166-36-2162
留萌支所	〒078-3711	苫前郡苫前町字旭40番地の9	☎0164-64-2591
宗谷支所	〒097-0001	稚内市末広4丁目2番31号	☎0162-33-6565

十勝農業共済組合 <https://www.tokachi-nosai.or.jp>

本所	〒089-1182	帯広市川西町基線59番地28	☎0155-59-2006
中部事業所	〒080-2331	帯広市基松町基線35番地12	☎0155-63-2206
南部事業所	〒089-2106	広尾郡大樹町下大樹180番地1	☎01558-6-2141
西部事業所	〒089-0103	上川郡清水町字清水第1線50番地41	☎0156-62-2072
北部事業所	〒089-3708	足寄郡足寄町愛冠14番地20	☎0156-29-8800
東部事業所	〒089-5235	中川郡豊頃町中央若葉町23番地3	☎015-574-2421
北西部事業所	〒080-0573	河東郡音更町駒場南3番地4	☎0155-32-8010

北海道ひがし農業共済組合 <http://www.nosai-doto.or.jp>

本所	〒086-1106	標津郡中標津町西6条南11丁目6番地1	☎0153-77-9182
----	-----------	---------------------	---------------

オホーツク農業共済組合 <https://nosaiok.or.jp>

本所	〒099-0879	北見市美園497番地1	☎0157-66-6000
興部支所	〒098-1604	紋別郡興部町字興部772番地1	☎0158-82-2836
湧別支所	〒093-0731	紋別郡湧別町芭露194番地2	☎01586-6-2201
大空支所	〒099-2356	網走郡大空町女満別昭和149番地10	☎0152-74-3900

北海道農業共済組合連合会 <https://www.hknosai.or.jp>

〒060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地	北農ビル15階	☎011-271-7235
-----------	------------------	---------	---------------

農林水産省経営局保険課 TEL：03-6744-7148 mail：syunyu-hoken@maff.go.jp

全国農業共済組合連合会 TEL：03-6265-4800 mail：kikaku@nosai-zenkokuren.or.jp

(ホームページ)：<http://nosai-zenkokuren.or.jp>



農業 収入保険

検索

公式サイトでは様々な情報を公開中！